

9 再就職先の業務内容	行政書士業務	
10 再就職先における地位	事業主	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助		
(☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する ☐ の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																	
2 生 年 月 日																	
3 離 職 時 の 官 職	首席家庭裁判所調査官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	平成 5 年 10 月 7 日 令和 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>札幌家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官</td><td>自 平成 5 年 10 月 7 日 至 令和 6 年 3 月 31 日</td><td>首席家庭裁判所調査官 としての指導監督、調整等</td></tr><tr><td></td><td>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	札幌家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官	自 平成 5 年 10 月 7 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	首席家庭裁判所調査官 としての指導監督、調整等		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
札幌家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官	自 平成 5 年 10 月 7 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	首席家庭裁判所調査官 としての指導監督、調整等															
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日																
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日																
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日																
6 離 職 日	平成令和 6 年 3 月 31 日																
7 再 就 職 日	平成令和 6 年 4 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京都、千葉県 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	カウンセリン ^グ	
10 再就職先における地位	スクールカウンセラー	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 河 端 英 也
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(かわばた ひでや) 河 端 英 也	
2 生 年 月 日		
3 離 職 時 の 官 職	釧路地方裁判所民事首席書記官	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
所属・官職	在職期間	職務内容
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和5年3月31日	
7 再 就 職 日	令和6年6月1日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：合同会社ASH	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	法律事務所業務	
10 再就職先における地位	事務職員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

電 話 聴 取 書

日 時 令和6年6月26日(水) 午後1時50分
発話者 元釧路地方裁判所民事首席書記官 河 端 英 也
受話者 釧路家庭裁判所総務課長 東 森 美矢子

聴 取 内 容

先日提出した[REDACTED]付け「管理職職員であった者が再就職した場合の届出」につき、以下のとおり補足してご連絡します。

- 「4 離職前の求職開始日」について
離職前の求職開始日はありません。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																		
2 生 年 月 日																		
3 離 職 時 の 官 職	神戸家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官																	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日がなかった場合)																	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table border="1"><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>			所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容																
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
6 離 職 日	令和 5 年 3 月 31 日																	
7 再 就 職 日	令和 6 年 6 月 1 日																	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：外国人技能実習機構大阪事務所 再就職先の連絡先：																	

9 再就職先の業務内容	事務	
10 再就職先における地位	パートタイム職員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所

氏 名 中 里 茂

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	なかさと しげる 中 里 茂															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	首席家庭裁判所調査官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日なかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容																
<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年3月31日															
7 再 就 職 日	令和6年7月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 福島家庭裁判所 再就職先の連絡先：															
9 再 就 職 先 の 業 務 内 容	家事事件・少年事件調査															

10 再就職先における地位	家庭裁判所調査官					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px;">[Redacted]</td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	[Redacted]	
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					
[Redacted]						

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 中 島 健 司

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	なかしま けんじ 中 島 健 司																	
2 生 年 月 日	昭和40年3月16日																	
3 離 職 時 の 官 職	裁判所事務官 (事務局次長)																	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和6年4月11日 (☐ 離職前の求職開始日がなかった場合)																	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>広島高等裁判所 裁判所事務官 (事務局次長)</td><td>自 令和6年4月11日 至 令和6年7月30日</td><td>司法行政事務 (管理職業務)</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>			所属・官職	在職期間	職務内容	広島高等裁判所 裁判所事務官 (事務局次長)	自 令和6年4月11日 至 令和6年7月30日	司法行政事務 (管理職業務)		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容																
広島高等裁判所 裁判所事務官 (事務局次長)	自 令和6年4月11日 至 令和6年7月30日	司法行政事務 (管理職業務)																
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
6 離 職 日	令和6年7月30日																	
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：広島簡易裁判所 再就職先の連絡先：																	

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称		援助の内容

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 児 玉 修 之

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	こだま よしゆき 児 玉 修 之																
2 生 年 月 日	昭和40年3月3日																
3 離 職 時 の 官 職	刑事首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月14日 (□離職前の求職開始日なかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>広島高等裁判所・刑事首席書記官</td><td>自 令和5年11月14日 至 令和6年7月30日</td><td>書記官事務（管理職業務）</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	広島高等裁判所・刑事首席書記官	自 令和5年11月14日 至 令和6年7月30日	書記官事務（管理職業務）		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
広島高等裁判所・刑事首席書記官	自 令和5年11月14日 至 令和6年7月30日	書記官事務（管理職業務）															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：広島簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px;"> </td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 住 澤 達 司

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(すみざわ たつし) 住 澤 達 司															
2 生 年 月 日	昭和 39 年 5 月 11 日															
3 離 職 時 の 官 職	仙台高等裁判所事務局次長															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 4 月 16 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>仙台高等裁判所 事務局次長</td><td>自令和 6 年 4 月 16 日 至令和 6 年 7 月 30 日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容	仙台高等裁判所 事務局次長	自令和 6 年 4 月 16 日 至令和 6 年 7 月 30 日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
仙台高等裁判所 事務局次長	自令和 6 年 4 月 16 日 至令和 6 年 7 月 30 日	司法行政事務														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日															
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：仙台簡易裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 秋 元 学

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	秋 元 学																
2 生 年 月 日	昭和 40 年 3 月 5 日																
3 離 職 時 の 官 職	福島地方裁判所事務局長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 1 月 15 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>福島地方裁判所 事務局長</td><td>自 令和 6 年 1 月 15 日 至 令和 6 年 7 月 30 日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	福島地方裁判所 事務局長	自 令和 6 年 1 月 15 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
福島地方裁判所 事務局長	自 令和 6 年 1 月 15 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	司法行政事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：仙台簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判業務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所裁判官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 清家和人

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	せいけ かずと 清 家 和 人															
2 生 年 月 日	昭和39年9月28日															
3 離 職 時 の 官 職	民事首席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月13日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>広島高等裁判所・民事首席書記官</td><td>自 令和5年11月13日 至 令和6年7月30日</td><td>書記官事務 (管理職業務)</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>	所属・官職	在職期間	職務内容	広島高等裁判所・民事首席書記官	自 令和5年11月13日 至 令和6年7月30日	書記官事務 (管理職業務)		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
広島高等裁判所・民事首席書記官	自 令和5年11月13日 至 令和6年7月30日	書記官事務 (管理職業務)														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年7月30日															
7 再 就 職 日	令和6年8月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：広島簡易裁判所 再就職先の連絡先：															

再就職先の業務内容		裁判事務	
10 再就職先における地位		簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無		☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無		☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)			
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称		援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 東 孝賢

電 話 番 号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	(ふ り が な) 氏 名	ひがし たかまさ 東 孝 賢	
2	生 年 月 日	昭和40年2月9日	
3	離 職 時 の 官 職	事務局長	
4	離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月8日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)	
5	離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
	所属・官職	在職期間	職務内容
	福岡地方裁判所 事務局長	自 令和5年11月8日 至 令和6年7月30日	司法行政事務
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
6	離 職 日	令和6年7月30日	
7	再 就 職 日	令和6年8月1日	
8	再就職先の名称及び連絡先		再就職先の名称：福岡簡易裁判所
			再就職先の連絡先：

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助		
(■上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 堀 士郎
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	ほり しろ 堀 士郎																
2 生 年 月 日	昭和39年3月24日																
3 離 職 時 の 官 職	裁判所書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月6日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>福岡家庭裁判所家事首席書記官</td><td>自 令和5年11月6日 至 令和6年3月31日</td><td>家庭裁判所における施策の企画立案、職員の監督</td></tr><tr><td>福岡地方裁判所小倉支部裁判所書記官</td><td>自 令和6年4月1日 至 令和6年7月30日</td><td>裁判補助事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	福岡家庭裁判所家事首席書記官	自 令和5年11月6日 至 令和6年3月31日	家庭裁判所における施策の企画立案、職員の監督	福岡地方裁判所小倉支部裁判所書記官	自 令和6年4月1日 至 令和6年7月30日	裁判補助事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
福岡家庭裁判所家事首席書記官	自 令和5年11月6日 至 令和6年3月31日	家庭裁判所における施策の企画立案、職員の監督															
福岡地方裁判所小倉支部裁判所書記官	自 令和6年4月1日 至 令和6年7月30日	裁判補助事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：福岡簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px;">■</td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	■	
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					
■						

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所

氏 名 川崎 健治

電 話 番 号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	かわさき けんじ 川崎 健治																
2 生 年 月 日	昭和44年3月6日																
3 離 職 時 の 官 職	首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月14日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>佐賀家庭裁判所 首席書記官</td><td>自 令和5年11月14日 至 令和6年7月30日</td><td>裁判事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	佐賀家庭裁判所 首席書記官	自 令和5年11月14日 至 令和6年7月30日	裁判事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
佐賀家庭裁判所 首席書記官	自 令和5年11月14日 至 令和6年7月30日	裁判事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：福岡簡易裁判所																
	再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px;">[Redacted]</td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	[Redacted]	
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					
[Redacted]						

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 福 田 誠 二 郎
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(ふくだせいじろう) 福 田 誠 二 郎																
2 生 年 月 日	昭 和 4 3 年 1 0 月 1 5 日																
3 離 職 時 の 官 職	首 席 書 記 官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令 和 5 年 1 1 月 6 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>大分家庭裁判所 首席書記官</td><td>自 令 和 5 年 1 1 月 6 日 至 令 和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>首 席 書 記 官 業 務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	大分家庭裁判所 首席書記官	自 令 和 5 年 1 1 月 6 日 至 令 和 6 年 7 月 3 0 日	首 席 書 記 官 業 務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
大分家庭裁判所 首席書記官	自 令 和 5 年 1 1 月 6 日 至 令 和 6 年 7 月 3 0 日	首 席 書 記 官 業 務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令 和 6 年 7 月 3 0 日																
7 再 就 職 日	令 和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：福岡簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px; background-color: black;"></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

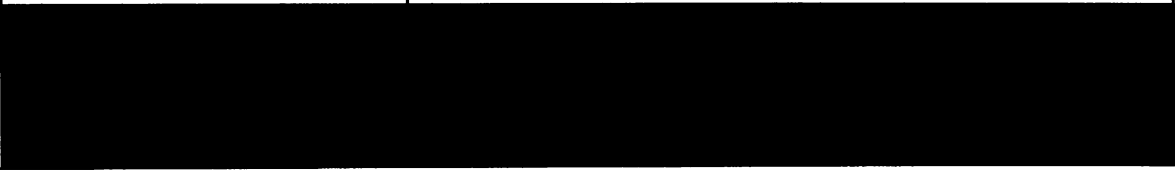
管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 古 田 学
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	ふるた まなぶ 古 田 学	
2 生 年 月 日	昭和40年6月24日	
3 離 職 時 の 官 職	家事首席書記官	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月15日 (☐ 離職前の求職開始日なかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
所属・官職	在職期間	職務内容
名古屋家庭裁判所 家事首席書記官	自 令和5年11月15日 至 令和6年 7月30日	家事事件担当職員の一般執務 の指導監督等
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和6年7月30日	
7 再 就 職 日	令和6年8月1日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：名古屋簡易裁判所 再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 ( 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	
		

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 徳田 淳二

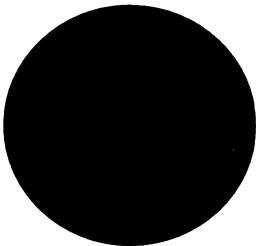
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(とくだ じゅんじ) 徳田 淳二															
2 生 年 月 日	昭和42年7月16日															
3 離 職 時 の 官 職	名古屋高裁次席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月7日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>名古屋高等裁判所 次席書記官 (刑事・少年担当)</td><td>自 令和 5 年 1 1 月 7 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>高裁次席書記官として首席事務補助、高裁判事部及び管内指導</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容	名古屋高等裁判所 次席書記官 (刑事・少年担当)	自 令和 5 年 1 1 月 7 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	高裁次席書記官として首席事務補助、高裁判事部及び管内指導		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
名古屋高等裁判所 次席書記官 (刑事・少年担当)	自 令和 5 年 1 1 月 7 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	高裁次席書記官として首席事務補助、高裁判事部及び管内指導														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年7月30日															
7 再 就 職 日	令和6年8月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：名古屋簡易裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	裁判関連業務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合) <table><tr><td>(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</td><td>援助の内容</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 北 川 法 文

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	きたがわ のりふみ 北 川 法 文															
2 生 年 月 日	昭和39年5月15日															
3 離 職 時 の 官 職	札幌高等裁判所民事首席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月22日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>札幌地方裁判所 民事首席書記官</td><td>自 令和5年11月22日 至 令和6年 3月31日</td><td>裁判事務</td></tr><tr><td>札幌高等裁判所 民事首席書記官</td><td>自 令和6年 4月 1日 至 令和6年 7月30日</td><td>裁判事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容	札幌地方裁判所 民事首席書記官	自 令和5年11月22日 至 令和6年 3月31日	裁判事務	札幌高等裁判所 民事首席書記官	自 令和6年 4月 1日 至 令和6年 7月30日	裁判事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
札幌地方裁判所 民事首席書記官	自 令和5年11月22日 至 令和6年 3月31日	裁判事務														
札幌高等裁判所 民事首席書記官	自 令和6年 4月 1日 至 令和6年 7月30日	裁判事務														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日															
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：札幌簡易裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	国家公務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px;">■</td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	■	
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					
■						

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 小池仁美
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(こいけ ひとみ) 小 池 仁 美																
2 生 年 月 日	昭和39年6月4日																
3 離 職 時 の 官 職	札幌地方裁判所事務局長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月22日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>札幌地方裁判所 事務局長</td><td>自 令和5年11月22日 至 令和6年7月30日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	札幌地方裁判所 事務局長	自 令和5年11月22日 至 令和6年7月30日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
札幌地方裁判所 事務局長	自 令和5年11月22日 至 令和6年7月30日	司法行政事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：札幌簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	国家公務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 高橋 亨

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	たかはし とおる 高 橋 亨																
2 生 年 月 日	昭和40年8月29日																
3 離 職 時 の 官 職	裁判所事務官 (大阪高裁事務局次長)																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和6年4月16日 (☐ 離職前の求職開始日なかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容																	
<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>大 阪 高 等 裁 判 所 裁 判 所 事 務 官</td><td>自 令和6年4月16日 至 令和6年7月30日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>			所属・官職	在職期間	職務内容	大 阪 高 等 裁 判 所 裁 判 所 事 務 官	自 令和6年4月16日 至 令和6年7月30日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
大 阪 高 等 裁 判 所 裁 判 所 事 務 官	自 令和6年4月16日 至 令和6年7月30日	司法行政事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先																	
再就職先の名称：大阪簡易裁判所																	
再就職先の連絡先：																	

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	裁判官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最高裁判所 御中

住所
氏名 藤原 治
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏名	ふじわら おさむ 藤原 治																
2 生 年 月 日	昭和39年8月24日																
3 離 職 時 の 官 職	裁判所書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月29日 (□離職前の求職開始日なかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>大阪高等裁判所 民事首席書記官</td><td>自 令和5年11月29日 至 令和6年7月30日</td><td>大阪高等裁判所民事部における管理監督業務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	大阪高等裁判所 民事首席書記官	自 令和5年11月29日 至 令和6年7月30日	大阪高等裁判所民事部における管理監督業務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
大阪高等裁判所 民事首席書記官	自 令和5年11月29日 至 令和6年7月30日	大阪高等裁判所民事部における管理監督業務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：大阪簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	裁判官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 藤本昌彦
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	ふじもと まさひこ 藤 本 昌 彦																
2 生 年 月 日	昭和39年7月10日																
3 離 職 時 の 官 職	大阪高等裁判所刑事首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月22日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>大阪高裁刑事首席書記官</td><td>自 令和5年11月22日 至 令和6年 7月30日</td><td>管理監督事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	大阪高裁刑事首席書記官	自 令和5年11月22日 至 令和6年 7月30日	管理監督事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
大阪高裁刑事首席書記官	自 令和5年11月22日 至 令和6年 7月30日	管理監督事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：大阪簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	司法裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所裁判官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所

氏 名 富 川 崇

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	とみかわ たかし 富 川 崇																
2 生 年 月 日	昭和40年3月19日																
3 離 職 時 の 官 職	民事首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月29日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><td>所属・官職</td><td>在職期間</td><td>職務内容</td></tr><tr><td>神 戸 地 方 裁 判 所 民 事 首 席 書 記 官</td><td>自令和5年4月1日 至令和6年7月30日</td><td>管理業務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	神 戸 地 方 裁 判 所 民 事 首 席 書 記 官	自令和5年4月1日 至令和6年7月30日	管理業務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
神 戸 地 方 裁 判 所 民 事 首 席 書 記 官	自令和5年4月1日 至令和6年7月30日	管理業務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：大阪簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)						
<table><tr><td>(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</td><td>援助の内容</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 岩本照章

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	いわもと てるあき 岩 本 照 章																
2 生 年 月 日	昭和38年5月10日																
3 離 職 時 の 官 職	堺簡易裁判所書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月17日 (☐ 離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>大阪地方裁判所刑事首席書記官</td><td>自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td>堺簡易裁判所書記官</td><td>自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>裁判事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	大阪地方裁判所刑事首席書記官	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日	司法行政事務	堺簡易裁判所書記官	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	裁判事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
大阪地方裁判所刑事首席書記官	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日	司法行政事務															
堺簡易裁判所書記官	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	裁判事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月31日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：大阪簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (■上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

電 話 聴 取 書

聴取日時 令和6年9月17日（火）午前11時55分
相手方 大阪簡易裁判所判事 岩本 照章
聴取者 大阪地方裁判所人事課任用係長 楞野 美貴子

聴 取 内 容

先に提出した[REDACTED]付け「管理職職員であった者が再就職した場合の届出」と題する書面において、「6離職日」欄に、「令和6年7月31日」と記入しましたが、正しくは「令和6年7月30日」であるため口頭で訂正します。

以 上

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)



最 高 裁 判 所 御 中

住 所 

氏 名 遠 藤 恭 弘

電話番号 

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(えんどう やすひろ) 遠 藤 恭 弘																
2 生 年 月 日	昭和 38 年 11 月 12 日																
3 離 職 時 の 官 職	事務局長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 5 年 11 月 20 日 (☐ 離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>大阪地方裁判所事務局長</td><td>自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日</td><td>事務職</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	大阪地方裁判所事務局長	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	事務職		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
大阪地方裁判所事務局長	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	事務職															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 3 月 31 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：大阪簡易裁判所 再就職先の連絡先： 																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡裁判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 中橋 章

電話番号

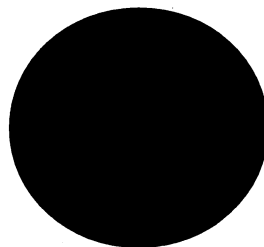
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	なかはし あきら 中橋 章																	
2 生 年 月 日	昭和 39 年 5 月 8 日																	
3 離 職 時 の 官 職	裁判所書記官 (最高裁訟廷首席書記官)																	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 4 月 30 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>裁判所書記官 (訟廷首席書記官)</td><td>自 令和 6 年 4 月 30 日 至 令和 6 年 7 月 30 日</td><td>裁判事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>			所属・官職	在職期間	職務内容	裁判所書記官 (訟廷首席書記官)	自 令和 6 年 4 月 30 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	裁判事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容																
裁判所書記官 (訟廷首席書記官)	自 令和 6 年 4 月 30 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	裁判事務																
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日																	
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称 : 東京簡易裁判所 再就職先の連絡先 :																	

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																	
2 生 年 月 日	昭和 39 年 6 月 25 日																
3 離 職 時 の 官 職	事務局長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 5 年 11 月 30 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京家庭裁判所 事務局長</td><td>自 令和 5 年 11 月 30 日 至 令和 6 年 7 月 30 日</td><td>事務局長職務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	東京家庭裁判所 事務局長	自 令和 5 年 11 月 30 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	事務局長職務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
東京家庭裁判所 事務局長	自 令和 5 年 11 月 30 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	事務局長職務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称: 東京簡易裁判所 再就職先の連絡先:																

9 再就職先の業務内容	簡易裁判業務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する口の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名
電話番号

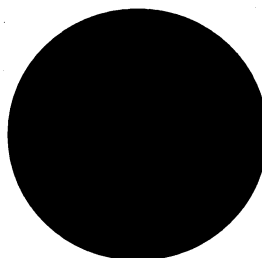
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																	
2 生 年 月 日	昭和 40 年 8 月 15 日																
3 離 職 時 の 官 職	さいとう地方裁判所 民事首都書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 5 年 12 月 1 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>さいとう地方裁判所 民事首都書記官</td><td>自 令和 5 年 12 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日</td><td>掌務 人事管理 等</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	さいとう地方裁判所 民事首都書記官	自 令和 5 年 12 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	掌務 人事管理 等		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
さいとう地方裁判所 民事首都書記官	自 令和 5 年 12 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	掌務 人事管理 等															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称: 東京簡易裁判所 再就職先の連絡先:																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 - () 記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 小林 中

電話番号

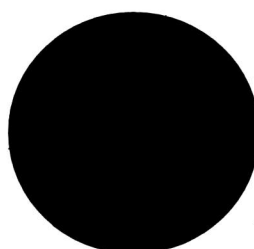
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	こばやし あたる 小 林 中																
2 生 年 月 日	昭和40年9月22日																
3 離 職 時 の 官 職	裁判所事務官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月21日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>水戸家庭裁判所 裁判所事務官 (事務局長)</td><td>自 令和 5 年 1 1 月 2 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>事務局事務の統括</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	水戸家庭裁判所 裁判所事務官 (事務局長)	自 令和 5 年 1 1 月 2 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	事務局事務の統括		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
水戸家庭裁判所 裁判所事務官 (事務局長)	自 令和 5 年 1 1 月 2 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	事務局事務の統括															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 3 0 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務（簡易裁判所）	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 山内清香
電話番号

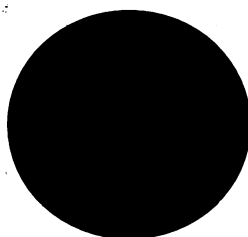
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	やまうち きよか 山 内 清 香																
2 生 年 月 日	昭和41年10月20日																
3 離 職 時 の 官 職	裁判所書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年12月6日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>新潟家庭裁判所 首席書記官</td><td>自令和5年12月6日 至令和6年7月30日</td><td>部下職員の指導、監督</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	新潟家庭裁判所 首席書記官	自令和5年12月6日 至令和6年7月30日	部下職員の指導、監督		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
新潟家庭裁判所 首席書記官	自令和5年12月6日 至令和6年7月30日	部下職員の指導、監督															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 坂 本 正 則
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(さか もと まさ のり) 坂 本 正 則	
2 生 年 月 日	昭和40年8月18日	
3 離 職 時 の 官 職	事務官(事務局長)	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月21日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
所属・官職	在職期間	職務内容
知的財産高等裁判所 事務局長兼首席書記官	自 令和3年4月1日 至 令和6年3月31日	事務局事務、裁判事務全般
宇都宮家庭裁判所 事務局長	自 令和6年4月1日 至 令和7年7月31日	事務局事務全般
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和6年7月31日	
7 再 就 職 日	令和6年8月1日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	裁判業務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

聴 取 書

日 時：令和6年9月30日午後5時43分

当 方：東京地方裁判所人事課任用第二係 岸本 和也

相手方：東京簡易裁判所 坂本 正則

聴 取 内 容（要 点）

（相手方）

5 欄の宇都宮家裁部分につき、「至 令和7年7月31日」とあるのは誤記であり、「至 令和6年7月31日」が正しいです。

以 上

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 小 林 広 志
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(こばやし ひろし) 小 林 広 志	
2 生 年 月 日	昭和 39 年 5 月 25 日	
3 離 職 時 の 官 職	刑事首席書記官	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 5 年 11 月 28 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
所属・官職	在職期間	職務内容
さいたま地方裁判所・ 刑事首席書記官	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	刑事事件における書記官事務 の管理監督等
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日	
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	簡易裁判所管轄の裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 4)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 沓水一隆
電話番号

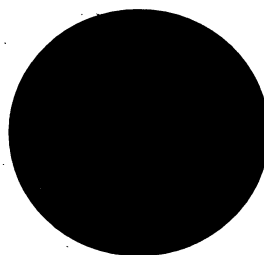
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	沓水一隆 (くつみずかずたか)																
2 生 年 月 日	昭和39年7月28日																
3 離 職 時 の 官 職	事務局長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 5 年 1 1 月 (☐ 離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>宇都宮地方裁判所事務局長</td><td>自 令和元年 8 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td>さいたま地方裁判所事務局長</td><td>自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	宇都宮地方裁判所事務局長	自 令和元年 8 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日	司法行政事務	さいたま地方裁判所事務局長	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
宇都宮地方裁判所事務局長	自 令和元年 8 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日	司法行政事務															
さいたま地方裁判所事務局長	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	司法行政事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



聴 取 書

日 時：令和6年10月10日午後3時5分

当 方：東京高等裁判所人事課管理係 本間 裕子

相手方：宇都宮地方裁判所総務課人事第一係 橋本 溪

聴 取 内 容（要 点）

（相手方）

沓水氏から当庁に簡裁判事の推薦希望書が提出されたのは、令和5年11月17日です。

以 上

(別紙様式第 1 0)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所

氏 名 渡 辺 征 徳

電話番号

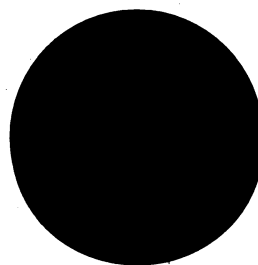
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(わたなべ まさのり) 渡 辺 征 徳																
2 生 年 月 日	昭和39年4月30日																
3 離 職 時 の 官 職	横浜地方裁判所事務局長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月27日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所 属 ・ 官 職</th><th>在 職 期 間</th><th>職 務 内 容</th></tr><tr><td>横浜地方裁判所事務局長</td><td>自 令和 5 年 1 1 月 2 7 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>事務局事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所 属 ・ 官 職	在 職 期 間	職 務 内 容	横浜地方裁判所事務局長	自 令和 5 年 1 1 月 2 7 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	事務局事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所 属 ・ 官 職	在 職 期 間	職 務 内 容															
横浜地方裁判所事務局長	自 令和 5 年 1 1 月 2 7 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	事務局事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月31日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☒ 有	☐ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



聴 取 書

日 時：令和6年9月30日午後4時55分

当 方：東京地方裁判所人事課任用第二係 岸本 和也

相手方：東京簡易裁判所民事2室 渡辺 征徳

聴 取 内 容（要 点）

（相手方）

- 1 5欄と6欄の離職日の相違について、7月30日まで在職期間であり、離職日は翌日と誤認したため、翌日を記載したものです。
6欄の離職日は、7月30日と補正します。
- 2 11欄について、内定通知を受けたことが承認であると誤認したものです。
11欄は「無」と補正いたします。

以 上

(別紙様式第 1 0)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

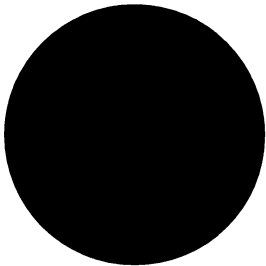
住 所
氏 名 市 川 陽
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます

1 (ふ り が な) 氏 名	いちかわ よういち 市 川 陽 一																
2 生 年 月 日	昭和13年12月15日																
3 離 職 時 の 官 職	管理課長																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月20日 (□離職前の求職開始日なかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>最高裁判所事務総局総理局 管理課長</td><td>自 令和4年8月1日 至 令和6年7月30日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	最高裁判所事務総局総理局 管理課長	自 令和4年8月1日 至 令和6年7月30日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
最高裁判所事務総局総理局 管理課長	自 令和4年8月1日 至 令和6年7月30日	司法行政事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判業務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 ■上記援助がなかった場合) <table><tr><td>(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</td><td>援助の内容</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 中 村 陽 史

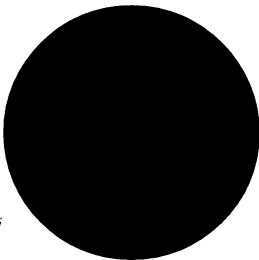
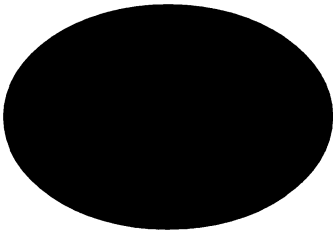
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	なかむら ようじ 中 村 陽 史																
2 生 年 月 日	昭和 39 年 12 月 28 日																
3 離 職 時 の 官 職	首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 4 月 26 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>最高裁判所第三小法廷 首席書記官</td><td>自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日</td><td>裁判事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	最高裁判所第三小法廷 首席書記官	自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	裁判事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
最高裁判所第三小法廷 首席書記官	自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 30 日	裁判事務															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 30 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 8 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																		
2 生 年 月 日																		
3 離 職 時 の 官 職	首席家庭裁判所調査官																	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (由離職前の求職開始日なかった場合)																	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所 属 ・ 官 職</th><th>在 職 期 間</th><th>職 務 内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>			所 属 ・ 官 職	在 職 期 間	職 務 内 容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所 属 ・ 官 職	在 職 期 間	職 務 内 容																
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
	自 年 月 日 至 年 月 日																	
6 離 職 日	令和 6 年 3 月 31 日																	
7 再 就 職 日	令和 6 年 9 月 1 日																	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京家庭裁判所																	
	再就職先の連絡先：																	

9 再就職先の業務内容	調査事務	
10 再就職先における地位	家庭裁判所調査官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 [] (記載援助がなかった場合)		
() () () 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 [] のついた項目は該当する[]の中にし点を記入すること
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 後藤 尚樹

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	ごとう なおき 後藤 尚樹																
2 生 年 月 日	昭和39年5月15日																
3 離 職 時 の 官 職	最高裁事務総局審議官 (裁判所事務官)																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和6年4月19日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>最高裁判所事務総局審議官</td><td>自 令和 6 年 4 月 1 9 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日</td><td>司法行政事務の総括整理</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	最高裁判所事務総局審議官	自 令和 6 年 4 月 1 9 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	司法行政事務の総括整理		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
最高裁判所事務総局審議官	自 令和 6 年 4 月 1 9 日 至 令和 6 年 7 月 3 0 日	司法行政事務の総括整理															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年7月30日																
7 再 就 職 日	令和6年8月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	簡易裁判所の裁判事務	
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 1 0)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御中

住 所
氏 名 森本 益
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 1 0 6 条の 2 4 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(もりもと すすむ) 森本 益															
2 生 年 月 日	昭和40年2月11日															
3 離 職 時 の 官 職	千葉地方裁判所事務局長															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和5年11月24日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容																
<table><tr><td>所属・官職</td><td>在職期間</td><td>職務内容</td></tr><tr><td>千葉地方裁判所 事務局長</td><td>自 令和5年11月24日 至 令和6年7月30日</td><td>司法行政事務</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	千葉地方裁判所 事務局長	自 令和5年11月24日 至 令和6年7月30日	司法行政事務		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
千葉地方裁判所 事務局長	自 令和5年11月24日 至 令和6年7月30日	司法行政事務														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年7月30日															
7 再 就 職 日	令和6年8月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：東京簡易裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	裁判事務					
10 再就職先における地位	簡易裁判所判事					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒上記援助がなかった場合) <table><tr><td>(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</td><td>援助の内容</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)

最高裁判所 御中

住所

氏名 澤田 佳幸

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏名	さわだよしゆき 澤田 佳幸																
2 生 年 月 日																	
3 離 職 時 の 官 職	高松高裁刑事首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (■離職前の求職開始日なかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和6年3月31日																
7 再 就 職 日	令和6年10月1日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：徳島家庭裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	国家公務					
10 再就職先における地位	家事調停委員					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</th> <th style="width: 60%;">援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px;"> </td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する口の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 井 上 浩
電話番号

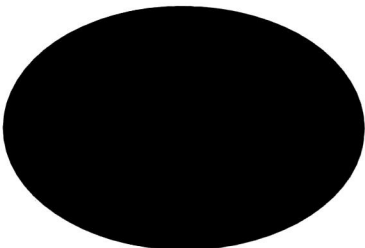
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	いの うえ ひろし 井 上 浩															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	大阪地方裁判所刑事首席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (■離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>該当なし</td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容	該当なし	自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
該当なし	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和5年3月31日															
7 再 就 職 日	令和6年10月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 大津地方裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容		
10 再就職先における地位	裁判所書記官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

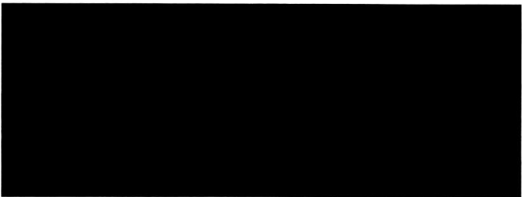


管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項関連)



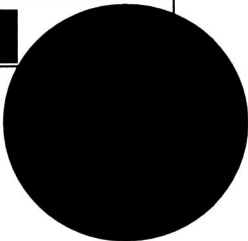
最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名
電話番号



裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																	
2 生 年 月 日																	
3 離 職 時 の 官 職	釧路地方裁判所 民事首席書記官																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 3 月 3 / 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 10 月 1 / 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称: 釧路地方 家庭裁判所 再就職先の連絡先:																



9 再就職先の業務内容	国家公務	
10 再就職先における地位	民事・家事調停委員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 ([REDACTED] 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名																	
2 生 年 月 日																	
3 離 職 時 の 官 職	札幌高等裁判所 刑事部書記室																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☐離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table border="1"><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>		所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 3 月 31 日																
7 再 就 職 日	令和 6 年 10 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：札幌家庭裁判所 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	家事調停	
10 再就職先における地位	家事調停委員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名			
2 生 年 月 日			
3 離 職 時 の 官 職	高知地方裁判所 刑事首席書記官		
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日なかった場合)		
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容			
	所属・官職	在職期間	職務内容
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和 5 年 3 月 31 日		
7 再 就 職 日	令和 6 年 10 月 16 日		
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 行政書士法人おやか法律事務所		
	再就職先の連絡先：		

9 再就職先の業務内容	行政書士業務補助	
10 再就職先における地位	従業員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	おく だ ひろし 奥 田 裕															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	広島家庭裁判所 家事首席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日なかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和 5 年 3 月 31 日															
7 再 就 職 日	令和 6 年 11 月 1 日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 公益財団法人交通事故紛争処理センター 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	交通事故による紛争に関する無償の法律相談、和解斡旋等	
10 再就職先における地位	広島支部 事務局付担当部長	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 岸 浪 宏 治

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	きしなみこうじ 岸 浪 宏 治															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	福島地方裁判所 民事首席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☑離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年3月31日															
7 再 就 職 日	令和6年10月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：仙台家庭裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	国家公務	
10 再就職先における地位	家事調停委員	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名

電話番号

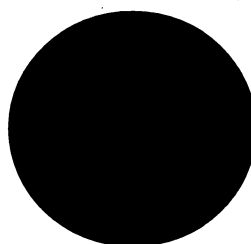
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名		
2 生 年 月 日		
3 離 職 時 の 官 職	刑事首席書記官	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☐離職前の求職開始日なかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
	所属・官職	在職期間
		職務内容
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和 5 年 3 月 3 / 日	
7 再 就 職 日	令和 6 年 12 月 / 日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 日本臓器製薬株式会社	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	法務、コンプライアンス及び労務関係業務に関する助言業務	
10 再就職先における地位	業務受託者	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。



1 (ふ り が な) 氏 名	かわむら たかし 川 村 隆															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	次席家庭裁判所調査官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☑離職前の求職開始日なかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容																
	<table border="1"><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和 6 年 3 月 31 日															
7 再 就 職 日	令和 7 年 1 月 6 日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：神戸家庭裁判所尼崎支部 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	調査事務					
10 再就職先における地位	[redacted] (家庭裁判所調査官)					
11 求職の承認の有無	☐ 有 ☒ 無					
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有 ☒ 無					
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒上記援助がなかった場合) <table><tr><td>(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</td><td>援助の内容</td></tr><tr><td colspan="2">[redacted]</td></tr></table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	[redacted]	
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					
[redacted]						

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所
氏 名 庄 子 洋
電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	しょうじ ひろし 庄 子 洋																
2 生 年 月 日																	
3 離 職 時 の 官 職	仙台地方裁判所第 3 民事部裁判所書記官 (盛岡地方裁判所民事首席書記官)																
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	令和 6 年 6 月 7 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>仙台地方裁判所第 3 民事部 裁判所書記官</td><td>自 令和 6 年 6 月 7 日 至 令和 6 年 7 月 31 日</td><td>民事訴訟事件に関する記録の 作成, 法廷立会い</td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></table>		所属・官職	在職期間	職務内容	仙台地方裁判所第 3 民事部 裁判所書記官	自 令和 6 年 6 月 7 日 至 令和 6 年 7 月 31 日	民事訴訟事件に関する記録の 作成, 法廷立会い		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
仙台地方裁判所第 3 民事部 裁判所書記官	自 令和 6 年 6 月 7 日 至 令和 6 年 7 月 31 日	民事訴訟事件に関する記録の 作成, 法廷立会い															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	令和 6 年 7 月 31 日																
7 再 就 職 日	令和 7 年 1 月 1 日																
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：公益財団法人交通事故紛争処理センター 再就職先の連絡先：																

9 再就職先の業務内容	交通事故の紛争解決のための相談, 和解斡旋, 審査	
10 再就職先における地位	仙台支部事務局付担当部長	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助		
(■ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については, 離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 平 田 輝 美

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	(ひらた てるみ) 平 田 輝 美															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	次席家庭裁判所調査官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☒ 離職前の求職開始日なかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年3月31日															
7 再 就 職 日	令和7年2月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：千葉家庭裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	裁判事務	
10 再就職先における地位	[REDACTED] (家庭裁判所調査官)	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助		
([REDACTED] 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	
[REDACTED]		

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 長江 淳司

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	ながえ じゅんじ 長 江 淳 司															
2 生 年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職	民事首席書記官															
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (■離職前の求職開始日がなかった場合)															
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table><thead><tr><th>所属・官職</th><th>在職期間</th><th>職務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容														
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
	自 年 月 日 至 年 月 日															
6 離 職 日	令和6年3月31日															
7 再 就 職 日	令和6年10月1日															
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：名古屋地方裁判所 再就職先の連絡先：															

9 再就職先の業務内容	書記官業務	
10 再就職先における地位	裁判所書記官	
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒ 上記援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別紙様式第 10)

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項関連)

最 高 裁 判 所 御 中

住 所

氏 名 谷口哲文

電話番号

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 2 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名	たにぐち てつふみ 谷 口 哲 文	
2 生 年 月 日		
3 離 職 時 の 官 職	民事首席書記官	
4 離 職 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (■離職前の求職開始日がなかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
	所属・官職	在職期間
		職務内容
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	令和6年3月31日	
7 再 就 職 日	令和6年10月1日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：名古屋地方裁判所一宮支部	
	再就職先の連絡先：	

9 再就職先の業務内容	裁判所書記官事務					
10 再就職先における地位	裁判所書記官					
11 求職の承認の有無	☐ 有	☒ 無				
12 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無	☐ 有	☒ 無				
13 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助 (☒上記援助がなかった場合)						
<table><tr><td>(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</td><td>援助の内容</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table>			(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容					

- (記載上の注意)
- 1 ☐のついた項目は該当する☐の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。